

令和2年度 保護者・生徒・地域の皆さんへ

## 長野高等学校 学校長だより

(「学校長だより」はホームページにも掲載しています。)

令和2年 No4

6月29日(月)

## ご近所の方から「長野高校生の皆さんには大変お世話になっています。」

校長(宮本)は長野電鉄を利用し本郷駅から歩いて学校へ通っていますが、6月15日(月)本郷駅への帰り道6時半頃、学校からほど近い道端で、倒れているお爺さんとその方を介護している若者に遭遇しました。すぐに「どうしましたか?」と二人に問いかけると、「起き上がれなくなってしまった」ということから、お爺さんが付けていた名札を頼りに親族の方(奥さんや息子さん)に連絡を取り、救急車を呼び搬送してもらいました。翌日、息子さん(社会人50歳代)が学校を訪れ、お礼のお言葉を頂きましたが、その際、「勤めが北信なので、長野高校のすぐ近くに下伊那の両親を呼び寄せた。」「父は散歩をするのが



日課だが認知もあるので、生徒さんに頼んで水を買ってきてもらったこともあれば、生徒さんが父の事で 私に電話をかけてくれたこともあるなど、今までにも長野高校の生徒さん達には大変お世話になっていま す。」とのお話でした。ご近所の方から、このような話を聞き、長野高校の皆さんの心優しい態度に大変 うれしく、誇らしく思いました。

## 台湾研修旅行は、大変残念ですが「中止」とします。

先週の25日(木)のLHR冒頭で校長から2年の皆さんに放送でお話ししました。以下は概要です。「11月末に予定していた台湾への研修旅行ですが、残念ながら今回は中止せざるを得ないとの判断となりました。すでに県教育委員会からは12月までに実施予定の海外修学旅行については延期または中止する、とした通知が出ているわけですが、その通知内容の如何に関わらず、現在でも、また今後についても新型コロナウィルス感染症の感染や流行の可能性、さらに日本だけでなく海外の事情がどう変化するのかについても不透明な点や懸念がぬぐい切れないのが現状です。このような状況の中で計画を進めることや延期するという判断を行うことは、大きなリスクがあると判断しました。

海外渡航に限ったことではありませんが、計画をすすめていて状況が改善されず中止となった場合のキャンセル料等の経済的な負担を皆さんや保護者の皆さんにお願いすることはできないと考えています。したがって、経済的負担が発生する前、つまり現時点において中止を決定しました。

昨年私も、今の3年生とともに台湾の研修旅行に同行しました。生徒の皆さんは、この交流会での発表を一つの目標としてNGP活動を進めてきてもいるので、その意気込みや研修旅行の意味は非常に大きいものであることを、私自身も肌で感じています。例えば台北から高雄に向かう新幹線でも発表のグループ毎に打ち合わせをする姿や、毎日異なるメンバー・グループと異なる目的で様々な場所を訪問するという、県下の高校の修学旅行としては大変複雑で教育的効果の高い行事です。本校がSGH(スーパーグローバルハイスクール)に指定され、学校の教育活動にしっかりと位置づけられていた台湾研修旅行です。県下で海外修学旅行を予定した公立高校は、すべて本校と同様の対応となっていますが、本校としてはこのような意義深い台湾研修旅行に代えて何ができるか、という代替について現在考えているところで

す。現時点では、国内の修学旅行は可能である、との状況ですが、今後その内容について考えていきたい

(裏に続く……)

と思っています。」

(生徒の皆さんは、この学校長だよりを読んだあと、保護者の方に渡してください)

## 生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

昨年度当初、特にわいせつ行為根絶についての校内ルールを定めています。新たに入学した生徒さんもいるので、生徒・保護者の皆さんに改めて周知をします。このルールを逸脱している事案に、生徒自身や 友達が直面した場合には、遠慮なくご相談ください。

(以下は昨年度定めた校内ルールです)

生徒の皆さん

保護者各位

長野県長野高等学校 校長 宮本 隆

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

長野県の県立学校(高等学校や特別支援学校)で、残念ながら生徒に対する「わいせつ行為」により教員が懲戒処分(免職)されるという事案が発生しています。教育活動は、学校・教職員と生徒・保護者あるいは関係者間による信頼関係の上に成り立つため、このような不適切行為の根絶を図る必要があることは言うまでもありません。

このような行為は、教員と生徒が保護者も知らない中で、他の教職員の目の届かない場所で、繰り返し相談・面談等を行っていたことが一因とされています。たとえ「わいせつ行為(性的行為)」が両性の合意の上であっても、教員と生徒の関係性においては、不適切な行為と言わざるをえません。

つきましては、下記の校内ルールを定めましたので、本来の教育活動を阻害しないように教職員も留意 いたしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1 教員と生徒は、他の誰も知りえない状態で、相談や面談を行わない。

具体的には以下のように対応する

- (1) 教員と生徒は、教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならないように心掛け、相談等ではドアを開放したり複数で相談に応じたり、複数の職員がいる状態で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (3) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (4) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (5) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 2 わいせつ行為が疑われるときはもとより、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

(校外通報・相談窓口については、学校HPの「学校長より」の「学校長からのお知らせ」に掲載)